

広島市安佐市民病院跡地多目的交流広場整備事業募集要項等新旧対照表
 (令和5年7月公募資料と令和5年12月再公募資料の新旧対象(軽微なものを除く))

募集要項 新旧比較表

区 分	新	旧																								
4_(4)	<p>事業期間</p> <p>契約の締結日から令和7年<u>9月9日</u>まで</p>	<p>事業期間</p> <p>契約の締結日から令和7年<u>3月10日</u>まで</p>																								
4_(5)_4)	<p>留意事項</p> <p><u>令和5年10月31日に落札者を決定した「広島市北部地区学校給食センター(仮称)等新築工事・管理運営事業」の整備事業者と連携して切れ目のない敷地整備を実現すること。</u></p> <p><u>(当該事業の問合せ先：広島市教育委員会学校教育部健康教育課(082-504-2490))</u></p>	<p><追加></p>																								
5	<p>選定スケジュール</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">日 程</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年 <u>12月4日(月)</u></td> <td>公示、募集要項の交付</td> </tr> <tr> <td><u>12月4日(月)</u> ～<u>12月14日(木)</u></td> <td>募集要項等に関する質問の提出期間(1)</td> </tr> <tr> <td><u>12月19日(火)</u> (予定)</td> <td><u>提出期間(1)の質問への回答公表(回答公表は質問受付から3日以内を目途に随時行う。)</u></td> </tr> <tr> <td><u>12月20日(水)</u> ・<u>12月21日(木)</u></td> <td>参加表明書兼参加資格確認申請書の提出期間</td> </tr> <tr> <td><u>12月22日(金)</u></td> <td>参加資格確認の通知</td> </tr> </tbody> </table>	日 程	内 容	令和5年 <u>12月4日(月)</u>	公示、募集要項の交付	<u>12月4日(月)</u> ～ <u>12月14日(木)</u>	募集要項等に関する質問の提出期間(1)	<u>12月19日(火)</u> (予定)	<u>提出期間(1)の質問への回答公表(回答公表は質問受付から3日以内を目途に随時行う。)</u>	<u>12月20日(水)</u> ・ <u>12月21日(木)</u>	参加表明書兼参加資格確認申請書の提出期間	<u>12月22日(金)</u>	参加資格確認の通知	<p>選定スケジュール</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">日 程</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年 <u>7月3日(月)</u></td> <td>公示、募集要項の交付</td> </tr> <tr> <td><u>7月3日(月)</u> ～<u>7月13日(木)</u></td> <td>募集要項等に関する質問の提出期間</td> </tr> <tr> <td><u>7月19日(水)(予定)</u></td> <td><u>募集要項等に関する質問への回答の公表</u></td> </tr> <tr> <td><u>7月20日(木)</u> ・<u>7月21日(金)</u></td> <td>参加表明書兼参加資格確認申請書の提出期間</td> </tr> <tr> <td><u>7月24日(月)(予定)</u></td> <td>参加資格確認の通知</td> </tr> </tbody> </table>	日 程	内 容	令和5年 <u>7月3日(月)</u>	公示、募集要項の交付	<u>7月3日(月)</u> ～ <u>7月13日(木)</u>	募集要項等に関する質問の提出期間	<u>7月19日(水)(予定)</u>	<u>募集要項等に関する質問への回答の公表</u>	<u>7月20日(木)</u> ・ <u>7月21日(金)</u>	参加表明書兼参加資格確認申請書の提出期間	<u>7月24日(月)(予定)</u>	参加資格確認の通知
日 程	内 容																									
令和5年 <u>12月4日(月)</u>	公示、募集要項の交付																									
<u>12月4日(月)</u> ～ <u>12月14日(木)</u>	募集要項等に関する質問の提出期間(1)																									
<u>12月19日(火)</u> (予定)	<u>提出期間(1)の質問への回答公表(回答公表は質問受付から3日以内を目途に随時行う。)</u>																									
<u>12月20日(水)</u> ・ <u>12月21日(木)</u>	参加表明書兼参加資格確認申請書の提出期間																									
<u>12月22日(金)</u>	参加資格確認の通知																									
日 程	内 容																									
令和5年 <u>7月3日(月)</u>	公示、募集要項の交付																									
<u>7月3日(月)</u> ～ <u>7月13日(木)</u>	募集要項等に関する質問の提出期間																									
<u>7月19日(水)(予定)</u>	<u>募集要項等に関する質問への回答の公表</u>																									
<u>7月20日(木)</u> ・ <u>7月21日(金)</u>	参加表明書兼参加資格確認申請書の提出期間																									
<u>7月24日(月)(予定)</u>	参加資格確認の通知																									

	<table border="1"> <tr> <td>(予定)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12月25日(月) ～令和6年1月25日(木)</td> <td>募集要項等に関する質問の提出期間(2)</td> </tr> <tr> <td>令和6年1月31日(水)(予定)</td> <td>提出期間(2)の質問への回答公表(回答公表は質問受付から3日以内を目途に随時行う。)</td> </tr> <tr> <td>3月6日(水) ～3月7日(木)</td> <td>技術提案書及び提案時参考見積書の提出期間</td> </tr> <tr> <td>3月22日(金)</td> <td>プレゼンテーション</td> </tr> <tr> <td>4月上旬(予定)</td> <td>優先交渉権者選定の通知</td> </tr> <tr> <td>4月中旬(予定)</td> <td>見積合わせ</td> </tr> <tr> <td>4月下旬(予定)</td> <td>契約の締結</td> </tr> </table>	(予定)		12月25日(月) ～令和6年1月25日(木)	募集要項等に関する質問の提出期間(2)	令和6年1月31日(水)(予定)	提出期間(2)の質問への回答公表(回答公表は質問受付から3日以内を目途に随時行う。)	3月6日(水) ～3月7日(木)	技術提案書及び提案時参考見積書の提出期間	3月22日(金)	プレゼンテーション	4月上旬(予定)	優先交渉権者選定の通知	4月中旬(予定)	見積合わせ	4月下旬(予定)	契約の締結		<table border="1"> <tr> <td>9月4日(月) ～9月6日(水)</td> <td>技術提案書及び提案時参考見積書の提出期間</td> </tr> <tr> <td>9月19日(火)</td> <td>プレゼンテーション</td> </tr> <tr> <td>9月下旬(予定)</td> <td>優先交渉権者選定の通知</td> </tr> <tr> <td>10月上旬(予定)</td> <td>見積合わせ</td> </tr> <tr> <td>10月中旬(予定)</td> <td>契約の締結</td> </tr> </table>	9月4日(月) ～9月6日(水)	技術提案書及び提案時参考見積書の提出期間	9月19日(火)	プレゼンテーション	9月下旬(予定)	優先交渉権者選定の通知	10月上旬(予定)	見積合わせ	10月中旬(予定)	契約の締結
(予定)																													
12月25日(月) ～令和6年1月25日(木)	募集要項等に関する質問の提出期間(2)																												
令和6年1月31日(水)(予定)	提出期間(2)の質問への回答公表(回答公表は質問受付から3日以内を目途に随時行う。)																												
3月6日(水) ～3月7日(木)	技術提案書及び提案時参考見積書の提出期間																												
3月22日(金)	プレゼンテーション																												
4月上旬(予定)	優先交渉権者選定の通知																												
4月中旬(予定)	見積合わせ																												
4月下旬(予定)	契約の締結																												
9月4日(月) ～9月6日(水)	技術提案書及び提案時参考見積書の提出期間																												
9月19日(火)	プレゼンテーション																												
9月下旬(予定)	優先交渉権者選定の通知																												
10月上旬(予定)	見積合わせ																												
10月中旬(予定)	契約の締結																												
6	事業費参考価格 上限 <u>2億1千万円</u> (税込)		事業費参考価格 上限 <u>1億8千万円</u> (税込)																										
7_(3)_1	設計企業の資格 <u>土木関係建設コンサルタント業務の登録種目「造園」又は「都市計画及び地方計画」</u>		設計企業の資格 <u>土木関係建設コンサルタント業務の登録種目「造園」</u>																										
_①_ア																													
_③	平成20年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した、設計面積が <u>1,500 m²</u> 以上の公園又は広場の <u>基本設計業務又は実施設計業務の実績を、いずれかの企業が有すること。ただし、設計共同体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。</u>		平成20年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した、設計面積が <u>2,500 m²</u> 以上の公園又は広場の <u>実施設計業務の実績を、いずれかの企業が有すること。ただし、設計共同体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。</u>																										
_④	参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日において、 <u>直接的かつ</u>		参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日から起算して過去3か																										

	<p>恒常的な雇用関係（<u>参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日以前からの雇用関係が必要</u>）にあり、「（４）配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす管理技術者を、本事業期間を通して配置できること。</p>	<p><u>月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり</u>、「（４）配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす管理技術者を、本事業期間を通して配置できること。</p>
<p>7_(3)_2) _⑥</p>	<p>施工企業の資格</p> <p>現場代理人は、当該工事現場に常駐させることができる者とし、<u>参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日において</u>、代表企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（<u>参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日以前からの雇用関係が必要</u>）がある者を配置できること。</p>	<p>施工企業の資格</p> <p>現場代理人は、当該工事現場に常駐させることができる者とし、<u>参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日以前に</u>代表企業と直接的かつ恒常的な雇用関係があるものを配置できること。</p>
<p>7_(4)_2) _②</p>	<p>管理技術者及び照査技術者の資格（土木設計）</p> <p>「（３）提案参加 JV 構成員の資格」の「１）設計企業の資格」の③に掲げる業務と同じ業務経験を有していること（ただし、業務完了年月日、<u>規模、実施当時の立場（役割、所属会社等）</u>は問わない。）。</p>	<p>管理技術者及び照査技術者の資格（土木設計）</p> <p>「（３）提案参加 JV 構成員の資格」の「１）設計企業の資格」の③に掲げる業務と同じ業務経験を有していること（ただし、業務完了年月日は問わない。）。</p>
<p>9_(1)</p>	<p>募集要項等の閲覧および交付期間</p> <p>公示の日から<u>令和 6 年 3 月 7 日（木）</u>まで（広島市の休日（広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時（ただし、最終日は午後 4 時）まで</p>	<p>募集要項等の閲覧および交付期間</p> <p>公示の日から<u>令和 5 年 9 月 6 日（水）</u>まで（広島市の休日（広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時（ただし、最終日は午後 4 時）まで</p>
<p>10_(1)</p>	<p>質問書の提出期間、場所及び方法等</p> <p>提出期間(1)： 公示の日から令和 5 年 <u>12 月 14 日（木）</u>まで（広島市の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時（ただし、最終日は午後 4 時）まで</p> <p>提出期間(2)： 令和 5 年 12 月 25 日（月）から令和 6 年 1 月 25 日</p>	<p>質問書の提出期間、場所及び方法等</p> <p>提出期間： 公示の日から令和 5 年 <u>7 月 13 日（木）</u>まで（広島市の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時（ただし、最終日は午後 4 時）まで</p> <p><追加></p>

	<u>(木) まで (広島市の休日を除く。) の午前8時30分から午後5時(ただし、最終日は午後4時)まで</u>	
10_(2)	<p>質問書に対する回答期間及び方法</p> <p><u>回答公表の日から令和6年3月7日(木)まで(広島市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時(ただし、最終日は午後4時)まで</u></p>	<p>質問書に対する回答期間及び方法</p> <p><u>令和5年7月19日(水)(予定)から令和5年9月6日(水)まで(広島市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時(ただし、最終日は午後4時)まで</u></p>
10_(3)	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>提出期間(2)においては、質問書を提出できるのは参加資格保有者のみとし、参加資格に関する質問は受け付けない。</u> ・ <u>質問に対する回答は、質問受付から3日以内(広島市の休日を除く。)を目途に随時行う。</u>なお、回答に当たっては、質問者の特殊な技術やノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある<u>と本市が判断したものを除き、公表する。</u> 	<p>その他</p> <p><追加></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>質問に対する回答は、全ての質問を取りまとめて回答する。</u>なお、回答に当たっては、質問者の特殊な技術やノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公表する。
11_(1)	<p>参加表明書兼参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法等</p> <p>提出期間：<u>令和5年12月20日(水)から令和5年12月21日(木)までの午前8時30分から午後5時(ただし、最終日は午後4時)まで</u></p>	<p>参加表明書兼参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法等</p> <p>提出期間：<u>令和5年7月20日(木)～令和5年7月21日(金)の午前8時30分から午後5時(ただし、最終日は午後4時)まで</u></p>
11_(2)	<p>参加表明書兼参加資格確認申請書に関する提出書類</p> <p>以下の書類を全てA4判にて片面印刷し、正本1部、副本2部を一部ずつクリップ留め又はファイルへ綴じた上で提出すること。</p>	<p>参加表明書兼参加資格確認申請書に関する提出書類</p> <p>以下の書類を全てA4判にて片面印刷し、正本1部、副本2部を一部ずつクリップ留めした上で提出すること。</p>
12	参加資格の確認	参加資格の確認

	申請書等を提出した提案参加 JV について、参加資格の有無を確認し、その結果を提案参加 JV の代表企業に対して、令和 5 年 <u>12 月 22 日 (金)</u> (予定) に書面により通知する。	申請書等を提出した提案参加 JV について、参加資格の有無を確認し、その結果を提案参加 JV の代表企業に対して、令和 5 年 <u>7 月 24 日 (月)</u> (予定) に書面により通知する。
13_(1)	参加資格確認に係る非選定理由についての質問 提出期間： 令和 5 年 <u>12 月 22 日 (金)</u> (予定) から令和 5 年 <u>12 月 28 日 (木)</u> (予定) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 (ただし、最終日は午後 4 時) まで	参加資格確認に係る非選定理由についての質問 提出期間： 令和 5 年 <u>7 月 24 日 (月)</u> (予定) から令和 5 年 <u>7 月 28 日 (金)</u> (予定) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 (ただし、最終日は午後 4 時) まで
13_(2)	非選定理由についての質問書に対する回答 非選定理由についての質問書に対する回答については、質問書の受領後、 <u>5 日 (広島市の休日を除く。)</u> を目途に提案参加 JV の代表企業に対して書面により回答することを予定している。	非選定理由についての質問書に対する回答 非選定理由についての質問書に対する回答については、質問書の受領後、 <u>1 週間</u> を目途に提案参加 JV の代表企業に対して書面により回答することを予定している。
14	参加資格保有者の辞退 参加資格保有者が、参加資格確認結果通知の受領後に提案参加を辞退しようとする場合には、技術提案書類の提出期間である <u>令和 6 年 3 月 7 日 (木)</u> までに、代表者印を押印した上で、辞退届 (様式 15) を、「3 担当部局」に提出すること。	参加資格保有者の辞退 参加資格保有者が、参加資格確認結果通知の受領後に提案参加を辞退しようとする場合には、技術提案書類の提出期間である <u>令和 5 年 9 月 6 日 (水)</u> までに、代表者印を押印した上で、辞退届 (様式 15) を、「3 担当部局」に提出すること。
15_(1)	技術提案書等の提出期間、場所及び方法等 提出期間： <u>令和 6 年 3 月 6 日 (水)</u> から令和 6 年 <u>3 月 7 日 (木)</u> までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 (ただし、最終日は午後 4 時) まで	技術提案書等の提出期間、場所及び方法等 提出期間： <u>令和 5 年 9 月 4 日 (月)</u> から令和 5 年 <u>9 月 6 日 (水)</u> までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 (ただし、最終日は午後 4 時) まで
15_(2)_3 _③	技術提案書 参考資料 (任意書式) 計画図面 <u>(縮尺は参考とする。)</u>	技術提案書 参考資料 (任意書式) 計画図面

	<p>オ 建築物平面図（1枚） 縮尺 <u>1/50</u>～1/200 にて作成すること。</p> <p>カ 建築物立面図・断面図（1枚） 縮尺 <u>1/50</u>～1/200 にて作成すること。</p> <p>ケ 駐車場計画図（1枚） 縮尺 1/200～<u>1/400</u> にて作成し、普通自動車の入退場の軌跡を記載すること。</p>	<p>オ 建築物平面図（1枚） 縮尺 <u>1/100</u>～1/200 にて作成すること。</p> <p>カ 建築物立面図・断面図（1枚） 縮尺 <u>1/100</u>～1/200 にて作成すること。</p> <p>ケ 駐車場計画図（1枚） 縮尺 1/200 にて作成し、普通自動車の入退場の軌跡を記載すること。</p>
16_(1)	<p>プレゼンテーションの実施日、場所及び方法等 実施日： <u>令和6年3月22日（金）</u></p>	<p>プレゼンテーションの実施日、場所及び方法等 実施日： <u>令和5年9月19日（火）</u></p>
19_(1)	<p>当該非選定理由についての質問書の提出期間、場所及び方法等 提出期間： <u>令和6年3月下旬（予定）から令和6年4月12日（金）</u> （予定）まで（広島市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時（ただし、最終日は午後4時）まで</p>	<p>当該非選定理由についての質問書の提出期間、場所及び方法等 提出期間： <u>令和5年9月下旬（予定）から令和5年10月6日（金）</u> （予定）まで（広島市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時（ただし、最終日は午後4時）まで</p>
22_(4)	<p><u>契約の取扱い</u> <u>本契約については、本件に係る予算の成立を条件とし、本件に係る予算が成立しなかったことに起因する一切の損害について市は損害賠償の責任を負わない。</u></p>	<p><追加></p>

要求水準書 新旧比較表

区 分	新	旧
<p>第 1 章</p> <p>6</p>	<p>業務の完了及び完成期限等</p> <p>本事業の完了期限は令和 7 年 <u>9 月 9 日 (火)</u> とする。</p>	<p>業務の完了及び完成期限等</p> <p>本事業の完了期限は令和 7 年 <u>3 月 10 日</u> とする。</p>
<p>第 2 章</p> <p>4</p>	<p>既存樹木の取扱い</p> <p>【別紙 10 樹木位置図・樹木調査資料】に示す整備予定地内の既存樹木は、撤去することを原則とする。ただし、<u>維持管理の容易さ</u>や<u>倒木の恐れがないこと</u>など状態が健全であることが確認ができたものについて、駐車区画から離れ、多目的交流広場の利用の妨げにならず、かつ、周辺道路からの見通しを阻害しない場合には、既存のまま残すこと又は移植することは可能とする。なお、既存樹木の位置や状況が現地状況と異なる場合は、工事着手時の現況を優先すること。</p>	<p>既存樹木の取扱い</p> <p>【別紙 10 樹木位置図・樹木調査資料】に示す整備予定地内の既存樹木は、撤去することを原則とする。ただし、倒木の恐れがないことなど状態が健全であることが確認ができたものについて、駐車区画から離れ、多目的交流広場の利用の妨げにならず、かつ、周辺道路からの見通しを阻害しない場合には、既存のまま残すこと又は移植することは可能とする。なお、既存樹木の位置や状況が現地状況と異なる場合は、工事着手時の現況を優先すること。</p>
<p>5</p>	<p>開発行為の許可</p> <p>本事業は、多目的交流広場の設置及び管理について定めた条例の制定（令和 6 年 <u>9 月</u> 下旬予定）をもって、都市計画法施行令第 21 条第 26 号に該当することとなる。このため、同法第 4 条第 12 項の開発行為に着手する時期は上記条例制定後とし、その場合、同法第 29 条第 1 項に規定する開発行為の許可は不要である。</p>	<p>開発行為の許可</p> <p>本事業は、多目的交流広場の設置及び管理について定めた条例の制定（令和 6 年 <u>3 月</u> 下旬予定）をもって、都市計画法施行令第 21 条第 26 号に該当することとなる。このため、同法第 4 条第 12 項の開発行為に着手する時期は上記条例制定後とし、その場合、同法第 29 条第 1 項に規定する開発行為の許可は不要である。</p>
<p>8</p>	<p>隣接工事との調整について</p> <ul style="list-style-type: none"> 【参考 3 事業スケジュール】のとおり隣接地において、学校給食センター整備の現場着手が令和 6 年 <u>10 月</u> 頃、認定こども園 	<p>隣接工事との調整について</p> <ul style="list-style-type: none"> 【参考 3 事業スケジュール】のとおり隣接地において、学校給食センター整備の現場着手が令和 6 年 <u>11 月</u> 頃、認定こども園

<p>第3章 1_(2)_ウ</p>	<p>の現場着手が令和7年1月頃を予定している。工事期間が重なるため、必要に応じて本市及び各施工者と調整を行い、支障がないように工事を進めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>【参考4 学校給食センター計画資料】、【参考5 認定こども園計画資料】</u>、公表している広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業の要求水準書及び契約後に本市から提供される学校給食センターと認定こども園の設計資料を踏まえ、一体的な整備となるよう計画の検討や可能な限りの見直しをすること。 <p>隣接する学校給食センターの整備事業者との連携</p> <p>学校給食センターの敷地は、安佐市民病院南館等の解体前の地盤高で約1.5mの最大浸水深が想定されており、令和5年5月31日に<u>公告を行った</u>広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業においては、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所の「太田川浸水想定区域図閲覧システム」に示される約1.5mの浸水が発生した場合においても、建物に設置した調理器具やキュービクル等が浸水しないよう施設整備を行うこととしている。</p> <p>上記の条件及び病院跡地の地盤高が解体工事によって解体前より低くなっていることから、学校給食センターの敷地（敷地内通路を含む）には、盛土が<u>予定されている</u>。</p> <p><u>こうした中、広島市公共施設整備等事業者選定審議会は、学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業の審査講評において、落札候補者に対し、「旧安佐市民病院跡地全体の活用コンセプトの実現に向けて、多目的交流広場と接する敷地を始めとする給食センター建物西側敷地を最大限活用して、若者や子育て世代を中心に多世</u></p>	<p>の現場着手が令和7年2月頃を予定している。工事期間が重なるため、必要に応じて本市及び各施工者と調整を行い、支障がないように工事を進めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公表している広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業の要求水準書<u>や契約後に</u>本市から提供される学校給食センターと認定こども園の設計資料を踏まえ、一体的な整備となるよう計画の検討や可能な限りの見直しをすること。 <p>隣接する学校給食センターへの配慮事項</p> <p>学校給食センターの敷地は、安佐市民病院南館等の解体前の地盤高で約1.5mの最大浸水深が想定されており、令和5年5月31日<u>から公告を行っている</u>広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業においては、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所の「太田川浸水想定区域図閲覧システム」に示される約1.5mの浸水が発生した場合においても、建物に設置した調理器具やキュービクル等が浸水しないよう施設整備を行うこととしている。</p> <p>上記の条件及び病院跡地の地盤高が解体工事によって解体前より低くなっていることから、学校給食センターの敷地（敷地内通路を含む）には、盛土が<u>行われることが想定されている</u>。このことを踏まえた上で、学校給食センターと多目的交流広場を利用者が行き来する*ことを想定した計画とすること。</p>
------------------------	--	---

<p>1_(2)_オ</p>	<p>代が集える憩いの場となるよう整備計画の充実を図り、多目的交流広場の整備事業者と連携して切れ目のない敷地整備を実現すること。」と要望している。</p> <p><u>これらのことを踏まえた上で、学校給食センターと多目的交流広場を利用者が行き来しやすくなるよう※、学校給食センターの整備事業者と連携して切れ目のない敷地整備を実現すること。</u></p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島市公共施設福祉環境整備要綱（令和5年9月改正）の公共施設整備基準に適合した施設とすること。同要綱の適用にあたっては、広場の出入口・通路、公衆トイレ、駐車場及びベンチ等の附帯設備は特記無き限り同要綱の別表「第3 公園」の規定を適用する。 	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島市公共施設福祉環境整備要綱の公共施設整備基準に適合した施設とすること。同要綱の適用にあたっては、広場の出入口・通路、公衆トイレ、駐車場及びベンチ等の附帯設備は特記無き限り同要綱の別表「第3 公園」の規定を適用する。
<p>2_(8)</p>	<p>広場エリアの要求水準 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 南側道路に対しても出入口及び園路を設けること。南側道路は<u>本敷地よりも低く</u>、隣地境界の地盤高さについての条件は上記のとおりであるため、本事業において隣地内へコンクリート擁壁を設置すること。<u>南側道路沿いにはコンクリート擁壁があり</u>、設置に当たり撤去を行う隣地（学校給食センター敷地及び認定こども園敷地）のコンクリート擁壁の部分については、新たに設ける擁壁と一体化するなどして、構造上不安定な状態のままとしないこと。 ・ 学校給食センターとの隣地境界の地盤高さを上げるために行う盛土や整地等の工事、南側道路に対する出入口及び園路整備のため隣地内へ設置するコンクリート擁壁工事については、令和6年12月末までに完成させ、本市へ<u>隣地部分</u>の引渡しを行うこと。 	<p>広場エリアの要求水準 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 南側道路に対しても出入口及び園路を設けること。南側道路と敷地には高低差があり、隣接境界の地盤高さについての条件は上記のとおりであるため、本事業において隣接地内へコンクリート擁壁を設置すること。設置に当たり撤去を行う隣接地（学校給食センター敷地及び認定こども園敷地）のコンクリート擁壁の部分については、新たに設ける擁壁と一体化するなどして、構造上不安定な状態のままとしないこと。 ・ 学校給食センターとの隣地境界の地盤高さを上げるために行う盛土や整地等の工事、南側道路に対する出入口及び園路整備のため隣接地内へ設置するコンクリート擁壁については、令和6年9月末までに完成させ、本市へ<u>部分</u>引渡しを行うこと。

<p>3_(1)</p>	<p>建築計画に関する共通事項 [適用分類表]</p> <p>機能性－室内環境性－熱環境</p> <p><u>Ⅲ(店舗・管理人室)</u></p> <p><u>－(上記以外)</u></p> <p>機能性－室内環境性－熱環境</p> <p>二</p> <p>※1 「官庁施設の環境保全性基準」に準拠すること <u>なお、「官庁施設の環境保全性基準」の「2.3 環境保全性の水準及びその検証方法」は適用しないこととする。</u></p>	<p>建築計画に関する共通事項 [適用分類表]</p> <p>機能性－室内環境性－熱環境</p> <p><u>Ⅱ(店舗・管理棟)</u></p> <p><u>Ⅲ(上記以外)</u></p> <p>機能性－室内環境性－熱環境</p> <p><u>I(店舗・管理棟)</u></p> <p><u>－(上記以外)</u></p> <p>※1 「官庁施設の環境保全性基準」に準拠すること</p>
<p>3_(1)_ア</p>	<p>安全計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建具などのガラスは、原則として強化ガラス又は飛散防止フィルム貼りのガラスとする。なお、人体衝突に対する安全性を確保すべき箇所は、「改訂版ガラスを用いた開口部の安全設計指針(財団法人日本建築防災協会)」によるものとする。 	<p>安全計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建具などのガラスは、原則として強化ガラスとする。なお、人体衝突に対する安全性を確保すべき箇所は、「改訂版ガラスを用いた開口部の安全設計指針(財団法人日本建築防災協会)」によるものとする。
<p>3_(5)_イ</p>	<p>公衆トイレ 規模・仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリートイレ及び男女別トイレを設けること。 ・ バリアフリートイレは、広島市公共施設福祉環境整備要綱別表(令和5年9月改正)「第1 建築物」の「<u>8 バリアフリートイレ</u>」に規定する車いす使用者等対応トイレ、オストメイト対応トイレ及び乳幼児連れ対応トイレを設けること。計画に当たっては、乳幼児連れが多く利用することを見込み、機能の拡充を検討すること。 <u>また、上記要綱の基準のほか次の要件を満たすこととする。な</u> 	<p>公衆トイレ 規模・仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>男女兼用のバリアフリートイレ</u>及び男女別トイレを設けること。 ・ バリアフリートイレは、広島市公共施設福祉環境整備要綱別表「第1 建築物」の「<u>8 車いす使用者等対応トイレ</u>」の各基準を満たしたものとする。ただし、ブースの広さについては内法200cm×200cm以上、車いすの回転スペースとして、内接円の直径150cm以上を確保し、長椅子(折り畳み式)、おむつ交換台(折り畳み式ベビーベッド)、幼児用小便器、幼児用補助便座用のフック及びベビーチェアを設けること。なお、幼児用小便器をバリアフ

<p>4_(2)_ウ</p>	<p><u>お、要綱別表「ブースに設ける設備」「共通」に記載の汚物入れは別途市が用意する。</u></p> <p><u>車いす使用者等対応トイレ：ブースの広さは内法200cm×200cm以上、車いすの回転スペースとして、内接円の直径150cm以上を確保すること。大型ベッドの大きさは、60～80cm程度×150～180cm程度とすること。</u></p> <p><u>乳幼児連れ対応トイレ：幼児用小便器、幼児用補助便座用のフックを設けること。</u></p> <p>駐車場 仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>上下式のポールやゲート装置等、夜間等の利用制限が可能となる設備を出入口に整備すること。</u> <p><削除></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>車や人がゲート装置等に接触しないように、必要に応じてその周囲に注意を促す表示を行うこと。</u> ・ <u>将来、駐車場の利用を有料化する可能性を考慮し、必要な設備が配置できるよう可能な範囲で配慮すること。</u> 	<p><u>リートイレ内に設けず、別途整備した幼児専用トイレブース内に設けるなど、利便性の向上に資する計画も可能とする。</u></p> <p>駐車場 仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>夜間等に利用制限を行うことを想定し、タイマー制御可能なゲート装置を出入口に整備すること。</u> ・ <u>駐車場の満車・空車の状況について、西側道路の車道から確認できるように、満空表示灯等を設置すること。</u> ・ <u>車や人がゲート装置に接触しないように、その周囲に注意を促す表示を行うこと。</u> <p><追加></p>
<p>5_(2)_ア</p>	<p>電灯設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>敷地全体の照度は3ルクス以上、広場の通路、休憩施設及び駐車区画の照度は5ルクス以上、駐車場車路の照度は10ルクス以上、駐輪場の照度は20ルクス以上、店舗周辺、移動販売車スペース周辺及び公衆トイレ入口付近の照度は50ルクス以上とすること。なお、道路の既存の街灯による照度を計測した上で、それらを加味し、上記の照度を満たすことを可能とする。</u> 	<p>電灯設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>敷地全体の照度は3ルクス以上、広場の通路、休憩施設及び駐車区画の照度は5ルクス以上、駐車場車路の照度は10ルクス以上、駐輪場の照度は20ルクス以上、店舗周辺、移動販売車スペース周辺及び公衆トイレ入口付近の照度は50ルクス以上とすること。</u>